

地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能

資料D

機能	成年後見制度利用促進基本計画の記述	新潟市で実施している機能
広報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を利用する本人への啓発活動 ・声を上げることができない人を発見し、支援につなげるための周知啓発 ・パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターパンフレットの作成・配布 ・ホームページによる制度周知 ・講演会等の開催 ・市民や地域団体、関係団体が開催する研修会等に講師を派遣
相談機能	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に関する相談に対応する体制を構築 ・後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じる ・必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制に係る調整を行う ・地域包括支援センターや障がい者相談支援事業者等とも連携し、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターの相談員による相談の実施 ・弁護士・司法書士による専門相談の実施 ・カンファレンスへの相談員の派遣 ・家庭裁判所への申し立て支援の実施
成年後見制度利用促進機能		
受任者調整(マッチング)等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人候補者の支援 ・市民後見人候補者等の支援 ・受任調整(マッチング)等 ・家庭裁判所との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターの相談員による相談の実施(再掲) ・弁護士・司法書士による専門相談の実施(再掲) ・市長申立の候補者推薦 ・家庭裁判所との情報交換
担い手の育成・活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の研修・育成・活用 ・法人後見の担い手の育成・活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修の実施 ・法人後見支援員として活動している市民後見人養成研修修了者のフォローアップ研修
日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行	<ul style="list-style-type: none"> ・保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについて、スムーズな移行等が進められるべき ・生活保護受給者を含む低所得者等についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用を図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業からのスムーズな移行 ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・市長申立ての実施
後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じる ・チームが日常的に本人を見守り、本人の状況を継続しに把握し適切に対応する体制を作る ・専門的知見が必要であると判断された場合、専門職団体の協力を得られる仕組みを作る ・家庭裁判所と情報を共有し、本人の意思を尊重し、身上に配慮して事務が行われるよう、後見人を支援する ・移行型任意後見契約が締結されているケースで、適切に任意後見監督人選任の申し立てがなされないケースがないか等に留意する 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援センターの相談員による相談の実施(再掲) ・弁護士・司法書士による専門相談の実施(再掲) ・家庭裁判所との情報交換(再掲)